

林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、とやま県産材需給情報センター（以下「センター」という。）が実施する林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、燃料価格や電気料金の高騰により、経営がひっ迫している林業・木材産業事業者等の経営安定を図るため、燃料価格や電気料金の使用量に応じ、緊急的な支援を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内に本社もしくは主たる事務所が所在する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 林業事業者（森林組合、民間素材生産業者等）。
- (2) 原木、原板を一次加工している木材産業事業者。
- (3) 主として県産未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電事業者。

2 前項に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 法令遵守上の問題を抱えている者
- (2) 暴力団、暴力団員と関係のある者

(対象事業)

第4条 補助対象者が営む、以下に掲げる事業を対象とする。なお、製造に使用する原木、原板の生産地は問わない。

林業、製材業、チップ製造業、木質ペレット製造業、薪製造業、おが粉製造業、バークたい肥製造業、木質バイオマス発電事業、その他原木、原板を原料として一次加工を行う事業

2 以下に掲げる事業は対象外とする。

プレカット業、木工業、製紙業、その他二次加工に該当する事業

(補助対象期間及び経費)

第5条 補助対象経費は、第4条に定める事業のため、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間に、工場や機械の稼働、原木・製品等の運搬、発電に必要な経費のうち、以下に掲げるものとする。なお、国及び市町村等から本事業と同様の支援を受けるものを除く。

- (1) 燃料調達費用
- (2) 電気料金

2 前項の経費のうち、消費税額分及び地方消費税額分は補助対象外とする。

(補助金額の計算、補助額の条件)

第6条 補助金額は、令和4年11月分から令和5年2月分の前条に規定する経費から前年度（令和3年11月分から令和4年2月分）の経費を差し引いた額に2分の1を乗じた額以内とする（千円未満切り捨て）。

2 補助金額は、1者あたり2,000万円を限度とし、5万円未満の場合は補助対象外とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、申請額が予算額を超過する場合には、補助率を調整した額を交付することとする。

（省エネ等への取組み）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、燃料や電気の使用量を低減するため、省エネや燃料転換等の取組みの計画書（以下「省エネ等取組計画書」という。）（様式第1号）を、令和5年1月31日までにセンター長に提出し、補助対象期間中に省エネや燃料転換等に取り組まなければならない。

2 センター長は、省エネ等取組計画書の提出があったときは、内容を確認し、不備がない場合、受理することとする。

3 交付申請者は、省エネ等取組計画書に基づき実施した取組みの実績を交付申請時に提出することとする。

（交付申請）

第8条 交付申請者は、交付申請書（様式第2号）に経費の根拠書類を添付してセンター長に提出しなければならない。

2 交付申請書は、令和5年3月13日17時を提出期限とする。

（補助金の交付決定）

第9条 センター長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査のうえ、適当と認められるときは、交付決定及び補助金の額の確定の通知書（様式第3号）により申請した者（以下「補助事業者」という。）に対して通知することとする。

2 前項による審査に当たっては、消費税額分及び地方消費税額分について減額して交付申請がなされていないものについては、減額をおこない補助金額を計算するものとする。

（補助金の支払い）

第10条 センター長は、前条の決定ののち、補助事業者の指定の口座に令和5年3月21日までに補助金を入金することとする。

（事業の実績報告）

第11条 センター長は、令和5年3月22日までに事業を完了し、その実績を県に報告することとする。

（決定の取消及び補助金の返還）

第12条 センター長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

- (1) 本事業と同様の支援を国及び市町村等から重複して受けていることが判明したとき。
 - (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又はセンター長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 センター長は、第1項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。
 - 3 センター長は、第1項又は第2項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(証拠書類の保存等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、補助事業に係る帳簿及び書類を補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、知事またはセンター長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(実施細目)

第14条 この要領に定めのないものについては、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月14日から施行し、令和4年度補正予算事業に適用する。

様式第3号

とやま県産材需給情報センター第 号

(補助対象者住所)

(補助対象者名)

(代表役職・氏名)

令和4年度林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業補助金の
交付及び額の確定について

令和5年 月 日付で申請のあった標記補助金については、林業・木材産業燃料等価格
高騰対策緊急支援事業実施要領の規定により金〇〇〇〇円を交付し、額を確定します。

令和5年 月 日

とやま県産材需給情報センター長